（次長）

**第二百六十一条**　行政評価事務所に、次長一人を置く。

［2　略］

（行政評価事務所に置く課等）

**第二百六十二条**　行政評価事務所に、行政相談課並びに評価監視官二人及び主任行政相談官一人を置く。

［削る］

［削る］

［削る］

（管理官の職務）

**第二百五十八条**　管理官は、第二百四十七条第一号及び第二号に掲げる事務並びに同条第三号イからニまでに掲げる事務のうち四国行政評価支局長の指定する事務をつかさどる。

（次長）

**第二百五十九条**　別表第一に掲げる行政評価事務所に、それぞれ次長一人を置く。

［2　同上］

（行政評価事務所に置く課等）

**第二百六十条**　行政評価事務所に、次に掲げる課及び評価監視官二人を置く。

総務課

行政相談課

2　前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる行政評価事務所に総務課に代えて総務室を置く。

3　第一項に掲げる課及び職のほか、鹿児島行政評価事務所に管理官一人を置く。

（総務課の所掌事務）

**第二百六十一条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行政評価事務所の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二　行政評価事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　公文書類の審査及び進達に関すること。

五　行政評価事務所の機構及び定員に関すること。

六　行政評価事務所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

七　行政評価事務所所属の国有財産及び物品の管理に関すること。

八　行政評価事務所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

九　広報に関すること。

十　行政評価事務所の保有する情報の公開に関すること。

十一　行政評価事務所の保有する個人情報の保護に関すること。

十二　行政評価事務所の行政の考査に関すること。

十三　行政評価事務所の情報システムの整備及び管理に関すること。

十四　行政評価事務所の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十五　庁内の管理に関すること。

十六　前各号に掲げるもののほか、行政評価事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2　前項に掲げるもののほか、管理官の置かれない行政評価事務所に置かれる総務課は、第二百四十七条第二号に掲げる事務のうち総務大臣の定める事務をつかさどる。